

既存住宅流通・リフォーム推進事業（既存住宅流通タイプ）

平成24年度国庫補助事業

「既存住宅流通・リフォーム推進事業(既存住宅流通タイプ)」は、住宅ストックの品質向上 及び 既存住宅の流通の活性化を図ることを目的として、既存住宅の売買時において、

- ① 住宅瑕疵担保責任保険法人(保険法人)による検査
- ② 既存住宅売買瑕疵保険とリフォーム瑕疵保険の両方の保険契約締結
- ③ 住宅履歴情報の蓄積 等

を行う事業を公募によって募り、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。（実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者が行います）

1. 補助の対象となる住宅

対象となる住宅は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建設された住宅※1であって、平成14年3月31日以前に竣工※2したものです。



※1 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設された住宅で、耐震改修工事を行う等、新耐震基準に適合している住宅を含みます。

※2 完了検査済証又は表題登記の登記原因が平成14年3月31日以前のもの

2. 補助対象となる工事

対象となる工事は、次の全ての要件を満たす工事です。

- ① 個人が自ら居住するための住宅を購入し、住宅の性能を維持・向上させるためのリフォーム工事を行うこと
- ② 保険法人の検査に合格し、既存住宅売買瑕疵保険とリフォーム瑕疵保険の両方※の保険契約を締結すること
- ③ 住宅履歴情報の蓄積を行うこと

※ 引渡後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険(既存住宅売買瑕疵保険とリフォーム瑕疵保険のセット保険)でも可です。

3. 補助対象となる費用

補助金は、以下の項目が対象になります。①～③の合計で1戸当たり50万円が限度です。

- ① 瑕疵保険の保険契約締結のための現場検査料及び事務手数料に相当する額
- ② (宅地建物取引業者以外が売主となる場合(個人間売買))検査事業者の検査に要する検査料及び手数料
- ③ リフォーム工事費用に1/4を乗じた額

4. 申し込み方法

宅地建物取引業者、リフォーム施工業者の方が申し込むことができます。売買契約の締結、既存住宅売買瑕疵保険の申込み、リフォームの見積りを行った上で、**10月19日(金)※まで(郵送必着)に、一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会(保険協会)に交付申請をしてください。**申請に不備がなければ1週間程度で交付決定を行いますので、交付決定通知を受領したら、リフォーム工事の実施、既存住宅売買瑕疵保険及びリフォーム瑕疵保険の保険証券の受領、移転登記を完了した後に**平成25年1月31日(木)まで(郵送必着)に、完了実績報告をして頂きます。**

※予算の制約上、期限を前倒しにすることがあります。